

中国製造物責任の研究（五）

洪
庚
明

目次

序論

第一章 中国における製造物責任法の生成及び展開

第1節 製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

第2節 「中華人民共和国産品質量法」の特徴

第3節 中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌

第4節 中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

第二章 中国における製造物責任の法的性質

第1節 製造物責任の法的性質の研究

第2節 製造物責任の契約責任構成

第3節 製造物責任の不法行為責任構成

第4節 製造物責任における請求権競合

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第1節 製造物の定義及び範囲

第2節 欠陥の定義及び判断基準

第3節 責任要件と証明責任（以上一八五号）

第四章 損害賠償

第1節 人身損害の賠償（以上本号）

第2節 財産損害の賠償

第3節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第1節 責任主体

第2節 免責事由と抗弁

第3節 責任期間と消滅時効

第4節 製造物責任における紛争処理

結語

第四章 損害論

製品に欠陥が存在することにより製品事故が発生した場合、製品の使用者らの生命、身体または財産に損害が生じるほか、欠陥製品自身の損害または製品事故による経済的な損失などさまざまな損害が生じる。消費者の保護を目的とする製造物責任法において、一般不法行為より厳しい厳格責任が適用されており、人身被害に対する賠償を確保するために、損害賠償の範囲を消費者の人身損害及び財産上の拡大損害に制限されるのは各国製造物責任法の通例である。

しかし、中国では長い間計画経済が実施されていたため、民法の発展が遅れ、計画経済が生み出した「貧乏の平等」という経済現実において、裁判所は損害賠償額を確定する際に加害者の賠償資力を考慮しなければならず、損害賠償の範囲及び賠償額を厳しく制限する傾向がある。特に人身損害の賠償範囲は長い間積極的な財産損害に限られ、慰謝料や逸失利益の賠償は認められなかった。そのため、不法行為制度の損害補填機能は十分に実現されていない。

製造物責任の場合、賠償責任を負う被告はすべて企業であり、彼等は責任保険及び製品価格などを通じてリスクを分散することができるため、一般不法行為責任における個人加害者の無資力を心配する必要がない。製造物責任はこのような特殊性がある故に、中国では長い間解決できなかった逸失利益及び精神的損害の賠償などの問題は、初めて解決の可能性が現れた。従って、中国における製造物責任法の発展は、一般不法行為法制度全体に対する影響も大きく、不法行為責任制度改革の突破口になることが期待できると筆者は考えている。

本章は以上の問題意識を持ちつつ、諸外国の立法例を参考にして、中国の製造物責任法における損害賠償の範囲

について検討を進めたい。

第一節 人身損害の賠償

一 製造物責任における人身損害賠償の範囲

アメリカ、ヨーロッパ及び日本では、欠陥製品による大規模な人身被害事故が発生した歴史があるため、各国の製造物責任法において、人身損害に対する賠償は最優先されている。アメリカ「一九九六年製造物責任改革法」の一〇一条は「被害」について、「製品によって生じたすべての身体の傷害、疾病又は死亡、若しくは財産の損害をいう」と定義しており、「統一製造物責任モデル法」一〇二条のFにおいて、「人身被害に伴う精神的苦痛または心理的被害」も被害に含まれている。判例実務において、人身損害に対する賠償の範囲は、積極的な損害である過去の及び将来の治療費、看護費、葬儀費のほか、消極的な損害である所得減少及び将来の逸失利益、被害者又はその親族が事故によって生じた肉体的、精神的な苦痛に対する慰謝料、さらに悪意の製造者に対する懲罰的な賠償金なども含まれている。

ヨーロッパにおいて、一九六〇年代に多くの被害者を出したサリドマイド事件がきっかけで、製造物責任に関する各国の国内法を統一する動きが始まった。一九七七年に成立した「死亡及び身体傷害に係る製造物責任に関する欧州条約」はもっぱら人身被害に関するものであり、「EC指令」も人身損害に対する救済を指令の基本目的としており、欠陥製品による死亡又は身体傷害の賠償責任を指令の主要内容と定めている。人身損害の具体的な賠償範

困について、各加盟国の国内法に委ねられているが、治療費、葬儀費など人身損害による積極的な財産損害及び逸失利益などの消極損害の賠償は各国に共通しており、精神的損害に対する慰謝料についても、ドイツを除いてほとんどの国がそれを認めている。⁽²⁾

日本の「製造物責任法」三条は賠償範囲について、「他人の生命、身体又は財産を侵害したとき…によって生じた損害」と定めているが、具体的な賠償範囲は一般不法行為における損害賠償の範囲と同じであると解釈されている。⁽³⁾従って、不法行為責任に関する従来の判例、学説で認められている一般傷害の場合の治療費、入院費用、治療期間の休業損失、慰謝料、死亡又は後遺障害がある場合の逸失利益、葬儀費などは製造物責任においても請求できる。

中国では、人の生命、健康は金銭で換算できないとの理由で、人身損害自体は損害賠償の対象にならず、人身損害によって生じた財産上の損失についてのみ、損害賠償が認められる。⁽⁴⁾人身損害の賠償範囲について、「民法通則」一一九条は「公民の身体を侵害し、傷害を負わせた場合、（加害者は）医療費、欠勤による減収、身障者の生活補助費などの費用を賠償しなければならず、被害者を死亡させた場合は、そのほかに喪葬費、被害者に扶養されていた者の必要な生活費も支払わなければならない」と定めている。一九九三年三月に公布された旧「産品質量法」三条は欠陥製品による人身損害の賠償範囲について、「民法通則」一一九条の規定をほぼ完全に踏襲した上、被害者が死亡した場合の賠償項目に、弔慰金の賠償を新たに設けた。

しかし、「民法通則」が成立した後には公布された人身損害に関する新しい法律及び司法解釈では、人身損害の賠償範囲及び算定基準はすでに大きく広げられており、旧「産品質量法」における人身損害の賠償範囲は明らかに狭い。例えば、一九九一年に公布された「道路交通事故处理弁法」では、被害者が死亡した場合に「死亡賠償金」の

賠償が認められ、旧「産品質量法」のすぐ後に成立した「消費者保護法」では欠陥製品による人身傷害事故について、「死亡賠償金」のほかに、「身体障害賠償金」の賠償も認められている。⁽⁵⁾これらの立法で認められた賠償範囲は、製造物責任の裁判実務においてもしばしば認められるが、裁判所によって賠償額に格差が生じており、法の公平な適用を妨げている。二〇〇〇年七月八日に「中華人民共和国産品質量法」が改正され、損害賠償の範囲も大きく拡張された。新「産品質量法」の四四条は欠陥製品による人身被害について、「加害者は被害者の医療費、治療期間の看護費用、欠勤による減収を賠償しなければならない。被害者に身体障害が残る場合、さらに身障者生活用具費用、生活補助金、身体障害賠償金及び被害者に扶養される者の必要な生活費などの費用を賠償しなければならない。被害者が死亡した場合、さらに喪葬費、死亡賠償金及び被害者に扶養されていた者の必要な生活費を支払わなければならない」と定め、賠償範囲を最大限に広げた。しかし、この規定について司法解釈はまだないため、その他の立法解釈及び裁判実務に基づいて、中国製造物責任法における人身損害の賠償範囲を詳しく検討する必要がある。

二 中国における人身損害賠償の現状及び問題点

中国の「民法通則」において、人身損害の賠償範囲は医療費、葬儀費など積極的な財産損害及び身障者生活費、被扶養者の生活費などに制限され、被害者が受けた精神的損害及び逸失利益に対する賠償は認められていない。しかし、「民法通則」の後に成立した民事特別法及び裁判所の司法解釈において、人身損害の賠償範囲はすでに大きく拡張され、新「産品質量法」ではその拡張は最大限に達した。現在、中国における人身損害の賠償範囲は以下のようにある。

1 積極的な財産損害

（1）医療費及び看護費用

医療費には、通院、入院期間中の検査、診察費用、入院費用及び薬代が含まれるが、看護が必要と認められる場合の看護者の費用も賠償できる。被害者に重度の身体障害が残り、付添い人の介護を必要と認められる場合は合理的な期間の介護費用も認めた判例がある。⁽⁷⁾ そのほかに、裁判実務では、被害者が治療のために支出した必要な交通費及び外地通院の宿泊費や、被害者が健康回復のために必要な栄養費、将来必要な治療費用も認められている。⁽⁸⁾ 医療費の賠償は原則として、被害者所在地の病院の入院費用に限られ、治療の期間や治療方法などについては医師の診断書に基づいて決められ、賠償範囲は厳しく制限されている。被害者が勝手に治療期間を伸ばしたり、転院して治療を受けたりする場合の医療費は認められない。⁽⁹⁾

（2）身障者生活用具の費用

判例実務では、被害者に身体障害が残った場合、被害者が身体障害を克服し、正常に生活するための特別な用具の費用は認められているが、新「産品質量法」はこれを立法で明確に定めた。具体的に、補聴器の購入費用や、義足の購入、交換費用又は身障者用車椅子の購入費用などについて、合理的な範囲内で認められる。賠償金の支払いについて、一括払いの方式が通常である。

（3）喪葬費

中国では、被害者が死亡した場合の喪葬費は火葬に係る費用に限られ、墓地の費用はもちろん、葬儀の費用も含まれていない。判例実務では、喪葬費の賠償範囲は、死体の運送費、火葬料、納骨箱料及び納骨堂数年間の保管費用に限定され、二〇〇元から六〇〇元以下に制限されている。⁽¹⁰⁾ これについて、喪葬費の賠償範囲を広げ、合理的な

葬儀費用も含めるべきであるとの意見がある一方、死者の親族は喪葬費を負担するのは社会の慣習であり、喪葬費は加害行為によつて生じる損害ではないとの観点から、喪葬費の賠償に対する制限を支持する意見も有力である。⁽⁴⁾ 積極的な財産損害の賠償について、中国の立法及び判例実務では、加害者の資力を考慮し、賠償の範囲を必要最小限に制限する傾向が見られる。しかし、製造物責任の場合、加害者の賠償能力は個人より格段に高いため、一般不法行為で認められにくい財産損害、例えばより良い治療のためにかかった医療費、整形手術の費用及び、合理的な葬儀費用についても賠償するべきであると筆者は考える。

2 消極的な財産損害

(1) 欠勤による減収

欠勤による減収とは、入院及び通院により仕事ができない期間内の収入の減少であり、日本の休業期間中の損害に相当する。欠勤による減収の算定期間は被害の発生から、治療が終わるまでとされており、後遺障害が残る場合はその症状が固定するまでに、欠勤による減収を請求できる。⁽⁵⁾ 中国では、欠勤による減収について、被害者の給料、ボーナスを含む実際の収入に基づいて算定され、個人事業者の場合は前年度の収入又は経営条件の類似する他の業者の収入を基準にして算定される。⁽⁶⁾ 裁判実務では、被害者の合法的な副業収入も認められており、被害者が無職で収入のない場合は、減収による損害が認められないが、専業主婦が家事労働に従事できない場合に、合理的な補償が認められている。⁽⁷⁾

このように、欠勤による減収は基本的に被害者の実収入に基づいて算定するが、中国社会の収入格差が拡大している中で、加害者の負担を軽減するために、賠償額は損害発生地住民の平均生活費の三倍までと制限されている。⁽⁸⁾

私見では、欠勤による収入の減少は人身損害による消極的な財産損害として、被害者の実収入に基づいて算定すべきであると考え。中国都市部の平均生活費の支出は平均収入の半分しか占めていないことを考慮すれば、平均的な生活費の三倍という賠償額の上限は低すぎると言わざるを得ない。一九九四年に成立した「国家賠償法」は拡大した収入の格差を考慮して、欠勤による減収について、「前年度都市部労働者の平均収入の五倍まで」と上限額を大幅に引き上げた⁽¹⁹⁾。加害者は賠償資力を有する企業である製造物責任において、欠勤による減収の賠償を「平均生活費の三倍」に制限するのは合理的ではない。実際、製造物責任の判例実務では、個人事業者の営業休業損失も認められており、その制限は必ずしも守られていない。

（2）身障者生活補助費

中国では、人身被害を受けた被害者は身体機能の障害が残った場合、将来の生活に必要な費用の全部又は一部について、身障者生活補助費という名目で、その賠償が認められている。身障者の生活補助費について、最高人民法院は「（被害者）所在地の基本生活費水準まで補足する」と解釈しており、その性質は逸失利益に対する賠償ではなく、被害者の生活費であることが明らかである。

他人の身体を侵害し、被害者に身体の機能障害をもたらした場合の損害賠償責任について、各国では「所得喪失説」と「労働能力喪失説」が存在する。しかし、中国の「身障者生活補助費」に関する規定は被害者の実際の所得減少と関係せず、被害者の年齢、教育水準及び、技能など「労働能力」にも関係していないため、中国の「身障者生活補助費」は以上の学説と違い、独特な「生活費喪失説」に基づくものであると解釈されている⁽²²⁾。

身障者生活補助費の基本的な算定方法について、最高人民法院は「基本生活費の水準まで補足する」と説明し、被害者所在地の基本生活費から被害者その他の収入を差引いた額だけを賠償する「差額説」を採っている。これに

対し、一九九一年に公布された「道路交通事故処理弁法」では、被害者その他の収入を考慮しない「定額説」が採用された。²³ 学説では、被害者保護の見地から、ただでさえ低い「平均生活費」からほかの収入を控除するべきではないとの意見と、最高人民法院の司法解釈を尊重し、差額説を主張する意見とが分かれている。²⁴ 具体的な算定基準については、「道路交通事故処理弁法」は「後遺障害の等級及び事故地の平均生活費に基づいて計算し、賠償期間は二〇年間とする」と定めており、「被害者が」五〇歳を超えた場合、年齢が一歳増加するにつれ算定期間を一年減らし、最低一〇年間とする。但し、七〇歳以上の場合は五年間とする」と明確な基準を設けている。²⁵ この算定方法は交通事故以外の人身損害裁判実務においても広く認められている。²⁶

中国の身障者生活補助費制度は昔の計画経済の産物であり、市場経済が形成しつつある現在において、身障者生活補助費の性質及び算定基準に多くの問題点が顕在化した。

まず、身障者生活補助費の根拠を生活費喪失に求める「生活費喪失説」は、現実の裁判実務と矛盾している。身障者生活補助費を「生活費喪失説」に基づいて考えれば、基本生活費から被害者の収入を控除する「差額説」は正しい。しかし、交通事故をはじめ、現実の裁判実務では、被害者将来の実収入の把握が困難のため、障害の程度に基づいて賠償金を算定する「定額説」が採用されている。これは労働能力喪失説の算定基準と同じである。「身障者生活補助費」の算定基準に「労働能力喪失の割合」を用いながら、社会の「平均収入」ではなく、「平均生活費」の概念を使用することに問題がある。労働能力を失った論理的な結果は「得べかりし収入」の喪失であり、「平均生活費」とは直接関係しないはずである。「生活費喪失説」の背景には、労働価値論を奉じる中国において、労働なしの「逸失利益」の賠償に対する根強い抵抗感のほかに、「平均生活費」に基づく賠償額の均一化及び低額化も昔の計画経済に適合していた事情が考えられる。

次に、判例実務における身障者生活補助費賠償の低額化現象は、被害者の権利を大きく損なっている。人身損害における賠償額の低額化現象は、中国における一般民事責任主体の負担能力を考慮した結果といわれている。²⁷⁾しかし、個人の収入格差が広がり、企業及び個人の独立な利益が認められた市場経済の現在において、被害者元の実収入を考慮せず、しかも平均収入よりはるかに低い「平均生活費」を損害賠償の算定基準にすることは、市場経済の原理に反し、被害者にとっても非常に不公平である。また、身障者生活補助費の支給期間は最大二十年間までとされたことは、労働力が完全に喪失した被害者にとって、二十年を超える生存期間において、生活保障をまったく受けられないことを意味し、これも「生活費喪失説」に矛盾している。

さらに、身障者生活補助費の算定基準及び算定期間について、立法、司法解釈及び学説が統一していないため、判決における身障者生活補助費の賠償額の格差が非常に大きく、法の適用の平等を損なっている。例えば、ある裁判所は医療過誤によって重度の脳機能障害が残った子供に対し、三万六千元の身障者生活補助費を認めた一方、それと同じ時期に顔及び両手にやけどを負い、三割の労働能力を喪失した原告に対して、別の裁判所は七万六千元の身障者生活補助費の賠償を認めた。²⁸⁾

これらの問題を解決するために、「身障者生活補助費」に代わって、「逸失利益」の賠償を明確に認めるべきであると筆者は考える。その算定基準は、「平均生活費」ではなく、被害者の事故前の実収入に基づいて行うべきである。被害者が事故前に収入がなかった場合は、被害者の労働能力の喪失率と社会の平均収入に基づいて算定するべきである。逸失利益を認める理由について、後に詳しく検討するため、ここでは省略する。

中国では、「身障者生活補助費」の算定に当たって、加害者の賠償資力が重視されたため、被害者より加害者のほうが手厚く保護されるといふ不合理な結果を招いた。製造物責任の場合、加害者は利益を追求する企業であり、

賠償資力も十分にあるため、一般不法行為と同様に、「身障者生活補助費」の賠償を制限することは消費者保護との製造物責任法の立法趣旨に明らかに矛盾する。そのため、新「産品質量法」四四条における「身障者生活補助費」について、従来の立法及び判例の算定基準を突破し、逸失利益に準じて算定することは社会公平を実現するために必要であり、不法行為責任全体の発展にとっても不可欠であると筆者は考える。

(3) 被害者によって扶養されていた者の生活費

中国では、人の生命に対する金銭賠償は資本主義法の考え方と批判され、被害者が死亡した場合の逸失利益の賠償は認められていない。「民法通則」において、被害者が死亡した場合、逸失利益の代わりに、被害者が生前実際に扶養していた人の必要な生活費の賠償が認められている。最高人民法院の司法解釈では、この生活費の賠償は被害者が完全に労働能力を喪失した場合にも適用される。新「産品質量法」四四条は、被害者に身体障害が残る場合における扶養親族の生活費の賠償を明確に認めた上、「労働能力を完全に喪失した」という制限を外し、生活費の請求条件を緩和した。

中国では、不法行為被害者の遺族の生活費の賠償は明の時代から認められており、中国近代民法の先駆けである「大清民律草案」及びその後の「中華国民民法典」はこの伝統を受け継ぎながら、ドイツ民法八四四条を模倣して、「被害者が死亡したとき、法律により、第三者に扶養義務を有する場合…加害者が被害者の予期された生存可能期間において、その負担すべき扶養費額を第三者に支払わなければならない」と扶養費の賠償を認めた。⁸²⁾ 新中国が建国した後、裁判実務において、被害者が死亡した場合、その近親族に対する一定の金銭賠償は事実上認められていたが、法律に明文の規定がないため、地方によって、算定基準などが異なっていた。「民法通則」の規定は実務の統一を図るために、生活扶養費を明確に認めたものである。

もつとも、被害者が死亡した場合の逸失利益について、相続利益喪失説と扶養利益喪失説が存在している。日本の民法起草者が生命侵害による損害賠償請求権の相続を否定したにもかかわらず、その後の学説では相続肯定説が通説となった。³³ 現在では、人間平等の理念から、逸失利益の相続を否定する説が有力説であるが、判例では相続肯定説はなお採用されている。中国「民法通則」における被扶養者の生活費の規定は中国従来の考え方に沿ったもので、扶養利益喪失説に基づくものであることが明らかである。そのため、被害者が死亡した場合、その相続人は、被害者の逸失利益を相続できないが、被害者によって扶養されている人は、扶養利益の喪失に基づいて、生活費を請求することが認められている。

生活費を請求できる人の範囲について、中国の学説では法定の扶養義務のある者に限る説と、法律上の扶養義務がなくとも、実際に扶養を受けていた人であれば生活費を請求できる説とが分かれている。³⁵ 最高人民法院の解釈では、「被害者に実際に扶養され、且つその他の生活費収入のない人」と定めるだけで、法律上の扶養義務の存在を要求していない。³⁶ しかし、生活費請求の前提として「実際に扶養され、かつその他の生活費収入がない」という厳しい条件が設けられているため、生活費の請求権者はかなり制限されている。

生活費の算定基準について、最高人民法院の意見は「その額は実際の状況によって確定する」と述べるに止まり、明確な基準を設けなかった。³⁷ これに対し、「道路交通事故处理弁法」及び「国家賠償法」では、生活費の算定について、被扶養者の所在地の政府が定めた生活保護者補助金を基準としている。生活費の支払い期間について、「国家賠償法」二七条三項は未成年者の場合の支払期間を一八歳までと定め、その他の場合は一律被扶養者が死亡するまでとしているのに対し、「道路交通事故处理弁法」三七条では、「被扶養者が未成年者の場合、満一六歳まで支払い、労働能力のない大人の場合は二〇年間と算定する。ただし、五〇歳以上の場合は一歳増えるにつき一年を減ら

し、最低支払期間は一〇年間とし、七〇歳以上の場合は最低支払期間を五年間」と定められている。

被害者が死亡した場合、その被扶養者に対する生活費の賠償は、中国の憲法及び婚姻法に定められている親族間の扶養義務を根拠にしており、家庭の生活扶養機能を果たせるためには重要な意義を有している。生活費の賠償は、実際に扶養を要する人の有無及び人数によって決められるため、被害者の収入のみを基準とする逸失利益賠償の場合に生ずる「笑う相続人」という不合理な現象を回避できる。しかし、中国の生活費賠償規定にも大きな欠点が存在する。

まず、生活費の算定基準が低すぎる。生活費の支給基準とされている地方政府の生活補助金は、社会福利制度が遅れている中国においてまだ一部の都市部にしか存在しておらず、その金額も非常に低い水準に止まっている。算定期間についても、「国家賠償法」では扶養を要する実際の期間によって算定されるが、「交通事故処理弁法」では、最大二〇年間との期間は短すぎる。また、扶養義務者がほかにもいる場合、被害者の負担分しか賠償されないこととされているため、中国における夫婦共働きの事情を考えれば、被害者の子供などに支払われる生活費賠償はただでさえ低すぎる「生活補助金」の半額になってしまう。被害者が死亡したことによって、その家族は大きな精神的苦痛を味わった上、生活水準の大幅な下落を強いられることはあまりにも不公平である。

次に、生活費の請求権者について、法規定及び判例実務では「被害者が死亡又は労働能力を喪失する前、実際に扶養し、且つその他の生活収入のない人」に限られ、将来的に被害者の扶養を要する人の請求権は完全に排除された。中国の大部分を占める農村において、年金制度がないため、老後の生活を子供に頼る伝統がまだ健在している。将来に生ずる扶養義務を完全に否定する現行法規定の不合理性は明らかである。

中国では、家庭の扶養機能を重視しながら、加害者の賠償資力にも配慮する生活費賠償制度は昔の計画経済にお

いて一定の合理性がある。しかし、市場経済の発展によって、所得格差が増大した現在では、基本生活の維持を目的とする生活費賠償制度は、損害の回復を重視する新しい法的価値観の下で、その不合理性が露呈した。特に、製造物責任制度において、被扶養者の生活費賠償を低い水準に制限する現行規定は明らかに消費者保護との立法目的に抵触する。

筆者は、欠陥製品による人身被害について、日本の逸失利益相続説と中国の扶養利益説とを折衷して、生活連帯を重視する上での逸失利益相続説の採用を提言したい。すなわち、被害者に収入があった場合は、その収入に基づいて逸失利益を算定し、被害者と実際に共同生活又は生活連帯関係のある相続人の請求権を認め、共同生活又は生活連帯関係のない相続人（おおむね第二順位の相続人）の請求権を認めない。また、法定の扶養請求権者は現在扶養を必要としなくても、将来的な扶養利益の喪失についても賠償を認めるべきである。新「産品質量法」四四条は、被害者に身体障害が残る場合における扶養親族の生活費の請求条件について、事実上の扶養行為の存在を要求していないため、将来的な扶養利益に基づいても請求できると解することができる。ただし、法定の扶養親族以外の被扶養者について、「現に扶養を受けている」という現行法の制限は合理的であろう。また、扶養者の生活費賠償制度は本来の生活扶養の機能を実現させるために、生活費の算定基準を「生活補助金」から「平均生活費」まで引き上げることも不可欠である。

（4）死亡賠償金と身体障害賠償金

「民法通則」において、被害者が死亡又は後遺障害を受けた場合、家族又は本人が請求できる消極的な財産損害として、被扶養者の生活費又は身障者生活補助費しかなく、しかもその算定基準や受給条件に幾つかの制限が設けられている。そのため、被害者が死亡した場合、実際に扶養されていた者がいなければ、消極的な財産損害はまっ

たく認められず、被害者の家族にとつて甚だしい不公平であると同時に、加害者にとつても被害者に傷害を負わせるよりも死亡させるほうが安上がりであるという不合理な現象が生じる。実務では、このような不合理な現象を解消するために、裁判所は法定の賠償項目以外に、さらに一定の賠償金を認めることがある。特に、交通事故など加害者が企業である場合に、このような「法外な」賠償金は一般化している。一九九二年九月に公布された「道路交通事故処理弁法」はこうした実務の経験を踏まえ、始めて「死亡賠償金」の賠償を認めた。一九九三年一〇月に成立した「中華人民共和国消費者保護法」は、「死亡賠償金」を再確認した上、さらに被害者に後遺障害が残る場合の「身体障害賠償金」を新たに設けた。⁴⁰⁾「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」は、その後の「国家賠償法」においても認められ、⁴¹⁾現在の人身被害の裁判実務では、広く認められている。⁴²⁾新「産品質量法」もこれらの立法および判例実務の経験を踏まえて、「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の賠償を認めたのである。

「死亡賠償金」の算定について、「道路交通事故処理弁法」と「国家賠償法」の規定は異なっている。「道路交通事故処理弁法」三七七条は「死亡賠償金は交通事故発生地の平均生活費に基づいて計算し、算定期間は十年間とする。被害者が満一六歳以下の未成年者の場合、年齢が一歳下がるにつき、算定期間を一年減らし、逆に満七〇歳以上の場合は年齢一歳上がるにつき算定期間を一年減らす。最低算定期間を五年間」としている。「国家賠償法」二七条三項では、「死亡賠償金」は喪葬費と一体になって、「総額は前年度の工場労働者の平均年収の二〇倍」と算定される。「国家賠償法」における死亡賠償金の算定基準及び算定期間は「道路交通事故処理弁法」の規定よりはるかに高く、両者の間に四倍以上の差が存在する。裁判実務では、一般人身損害場合の「死亡賠償金」について、「道路交通事故処理弁法」の算定基準が適用されている。⁴³⁾

「身体障害賠償金」について、それを初めて明文化にした「消費者保護法」では明確な算定基準が設けられな

った。「国家賠償法」において、「身障者生活補償費」は「身体障害賠償金」に統合され、その額について、「労働能力が喪失した程度に基づいて確定し、労働能力が部分的に喪失した場合は最高で前年度の労働者平均年収の一〇倍、労働能力が全部喪失した場合は前年度の労働者平均年収の二〇倍」とされている。⁴⁴⁾しかし、裁判実務では、「身体障害賠償金」は「死亡賠償金」と同様、「当地住民の平均生活費」に基づいて、労働能力の喪失度及び被害者の年齢に応じて算出される。⁴⁵⁾

一九九三年の旧「産品質量法」において、「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の規定がなく、被害者が死亡した場合の賠償項目に「弔慰金」が設けられていた。弔慰金とは、公務員又は労働者が死亡したときに、その家族に支給する労働災害保険金の一種である。「労働保険条例」における弔慰金は労働者の扶養親族の生活費の役割を果たしており、その金額は労働災害にあたるかどうか、又は扶養親族の人数によって決められる。旧「産品質量法」における「弔慰金」について、学説はそれを「死亡賠償金」と解釈しており、製造物責任の判例実務においても「死亡賠償金」及び、「身体障害賠償金」が認められている。⁴⁶⁾新「産品質量法」の四四条に「死亡賠償金」及び、「身体障害賠償金」が認められたのはこれら判例実務の成果を肯定したのに過ぎない。

しかし、「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」について、どの法律においても定義規定が設けられておらず、その性質は明らかではない。学説では「慰謝料」説と「逸失利益」説とが対立しているが、⁴⁷⁾精神的な損害と財産的な損害との混合説も有力である。「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の性質が明確にされていないため、裁判実務において、その算定基準は統一できず、地方または裁判所によって、賠償額に大きな開きがあり、法の公平な適用を妨げている。筆者は「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の性質を明確にし、その公平かつ現実な算定基準を探るために、中国における「精神的損害」及び「逸失利益」に関する法規定及び学説を徹底的に分析し、独自

の法解釈論を試みたい。

三 人身損害賠償範囲の拡張に関する判例学説の動き及び私見

1 精神的損害に対する慰謝料の賠償

(1) 慰謝料に関する中国の立法、判例及び学説

中国の民法理論は長い間ソビエト民法の影響を受けて、人の生命、健康、名誉及び荣誉など人格権が侵害された場合に、派生的に生じた財産損害の賠償を認めるものの、肉体的な被害及び苦痛又はそれによって生じた精神的な被害について、金銭的な賠償を認めなかった。その理由は、人間の生命健康は金銭で評価できないため、財産損害を伴わない人身損害に対して、金銭賠償を認める資本主義的な民法の考え方は「人格の商品化」と批判されたのである。⁶¹⁾「民法通則」は基本的にこの考え方を堅持しているが、その一二〇条は「公民の姓名権、肖像権、名誉権及び荣誉権が侵害された場合」に限って、精神的損害に対する金銭賠償を始めて認めた。「民法通則」では精神的な損害賠償が認められたことに大きな意義があるが、それを一部の人格権に限定されることに對して、学者の批判が集中している。

精神的損害賠償の適用範囲について、一部の学者を除いて、多くの学者は「民法通則」⁶²⁾が定めた名誉権など四つの人格権侵害を突破し、その他の人格権侵害、特に生命健康の損害での適用を主張している。⁶³⁾一部の学者はさらに、加害者の故意による重大な財産損害についても精神的損害の賠償を認めている。⁶⁴⁾「民法通則」では、「姓名権、肖像権、名誉権及び荣誉権」の侵害について、精神的な損害賠償を認めた理由は、「文化大革命」期間中に起きた広範

困の人権侵害に対する反省であると言われているが、そのほかに、これらの権利侵害はいずれも財産上の損害に直接結びつかないため、加害者に対して、侵害の停止や影響の除去といったことしか請求できず、有力な制裁手段がないという司法実務上の考慮も考えられる。

判例実務では、精神的な損害賠償は「民法通則」が定めた四つの人格権侵害を超え、広い範囲で認められている。例えば、顧客が現像に出したフィルムが写真屋によって紛失された事件、原告の親族の遺体が病院によって無断解剖された事件及び、原告親族の遺骨が納骨堂によって紛失された事件においても精神的損害の賠償が認められている。しかし、これらの事例では、財産上の損害が伴わない点において、「民法通則」が定めた四つの人格権侵害に類似している。

不法行為の被害者は死亡又は後遺障害が残る場合の賠償額が低すぎるという問題を解決するために、「道路交通事故処理弁法」及び「消費者保護法」などの法律は「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の賠償を増設した。その性質について立法者は説明していないが、学者の通説はそれを精神的損害に対する慰謝料と考えている。その後判例実務において、「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」の適用範囲は次第に広げられたが、後遺障害のない一般的な身体傷害について、立法上に明確な規定がないため、慰謝料の賠償がまったく認められていない。

「民法通則」二二〇条における慰謝料の算定基準について、最高人民法院の司法解釈では「加害者の過失の程度、加害行為の情状、被害者にもたらした精神的損害の結果などを酌量して決める」と定めているが、具体的な基準を設けなかった。判例実務では、一二〇条に定められた人格権侵害に対する「精神的な損害」の賠償額は、通常百円から千元以下とされており、これは人身損害の場合の慰謝料としては低すぎる。慰謝料の適用範囲を一般人身被害の場合へ拡大するには、慰謝料の算定方法を真剣に考えなければならない。人身傷害に対する精神的損害の賠償金

額について、一部の学者は定額説を主張しているが、多くの学者は損害の性質、程度、加害者の故意の有無など各種の要素を総合的に考慮し、ケース・バイ・ケースに決めることを主張している。⁶³⁾

また、「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」について、立法によってその算定基準が異なるため、判例実務における賠償額の格差が大きく、算定基準を合理的に統一することが重要である。

(2) 私見

生命、健康を享受する権利は基本的な人権であり、民法においても最も重要な人格権である。不法行為によって人身損害が生じたとき、被害者は肉体的に苦痛を感じると同時に、精神的にも加害者に対する憎しみや、健康及び将来に対する心配や不安などが生じる。被害者のこれらの精神的な苦痛は姓名権などの侵害の場合に比べても、決して軽いものではない。「民法通則」では姓名権侵害について慰謝料を認められる一方、生命、健康の被害について慰謝料を認められないことは論理的に正当化できない。

中国では、一部の立法で認められた「死亡賠償金」及び「身体障害賠償金」について、多くの学者はそれを精神的な損害に対する慰謝料と考えているが、筆者は両者の性質が異なると考えている。

「消費者保護法」又は新「産品質量法」において、被害者は身体障害が残る場合、「身体障害賠償金」のほかに、逸失利益に相当する「身障者生活補助費」も同時に請求できるため、「身体障害賠償金」を被害者が受けた精神的な苦痛に対する慰謝料と考えるほうが合理的である。判例実務では、カセットコンロの爆発によって、顔及び両手にやけどを負った原告の少女が六五万元の慰謝料を請求したのに対し、裁判所は「やけどによる傷跡は原告の容貌に大きな影響を与え、：肉体的な苦痛のほかに、原告が精神的にも損害を被ったことは明らかである」と述べ、一〇万元の「身体障害賠償金」を認めたこともその慰謝料の性質を証明している。⁶⁴⁾

しかし、「死亡賠償金」について、それを単に慰謝料と考える学説に筆者は同意できない。それは慰謝料と逸失利益との混合として考えるべきであると筆者が主張したい。

まず、「死亡賠償金」について、それを慰謝料と考えるには、その額が大きい過ぎて、「身体障害賠償金」との間に不均衡が生じる。

中国では、死者に精神的な損害を認めることが考えられず、その権利の相続も当然ありえない。「死亡賠償金」は「弔慰金」と同様、死者の遺族の精神的な苦痛に対する賠償と考えられ、一身専属性の性質を有する。⁶⁵被害者の遺族が身内の人を失った精神的な苦痛はいくら大きくても、体の障害を背負って一生を過す重度な身障者より軽いはずである。そのため、被害者が死亡した場合の慰謝料は身体障害賠償金の最高額より低いべきである。「国家賠償法」において、「死亡賠償金」の額は「身体障害賠償金」の最高額と同じ、「前年度労働者の平均年収の二〇倍」と定められているが、この法律には「身障者生活補助費」の規定がないため、身体障害の賠償は「身体障害賠償金」に一本化されている。「死亡賠償金」を単なる「慰謝料」と考えるには、その額は明らかに高すぎる。それを「慰謝料」と「逸失利益」と二つに分けて考えるほうが合理的と思われる。

次に、「死亡賠償金」を慰謝料と逸失利益との混合と考えれば、被害者が死亡した場合に、被害者の収入の有無及び遺族が受ける精神的苦痛の大きさによって、賠償額を合理的に算定することが出来る。

精神的な損害に対する慰謝料の額を如何にして適正に算定するかは極めて重要な問題である。中国において、生命、健康被害に対する慰謝料の賠償はなかなか認められなかったのも、その算定の困難は大きな原因であると言われている。⁶⁶日本では人身傷害に対する慰謝料について、交通事故訴訟の中で一定の相場が形成されているが、慰謝料には精神的な苦痛に対する慰謝機能のほかに、「損害の具体的立証の困難性の緩和や損害賠償総額の引き上げな

さまざまな機能」が含まれており、客観的な算定基準が存在しないとされている。そのため、判例実務では慰謝料の補完的な機能や調整的な機能を活用され、財産損害と合わせて一括的に請求されることも多い。

中国では、慰謝料を算定する際の考慮要素についていろいろな説があるが、慰謝料の算定を財産的な損害と一緒に考える意見はまだ見られない。筆者の私見は、精神的な損害に対する金銭的な評価が困難なため、慰謝料を算定する際に精神的な被害だけではなく、財産的な損害をも相関的に考える「調整説」に賛成する。そのため、「死亡賠償金」について、その性質を慰謝料と逸失利益の混合体と考えれば、人身被害の被害者が死亡した場合、裁判所は被害の態様や、請求者と被害者との関係など精神的被害を示す要素以外に、被害者の逸失利益の有無や遺族の生活状況及び、加害者の経済力など財産的損害をも総合的に考量して、「死亡賠償金」の額を決定することができる。被害者に逸失利益が大きい場合は、慰謝料と逸失利益とを別々に算定したほうが十分な賠償ができるが、被害者に財産上の損害が少ない場合は、両者を包括的に考えることによって、より高い死亡賠償金を認めることができ、死亡に対する賠償の公平化を図ることができる。このような算定では、死亡賠償金を単なる慰謝料として考えるより、慰謝料の調節的な機能を活用できる。

中国では、後遺障害のない一般的な身体被害について、慰謝料の賠償を認める法規定は見られず、裁判実務においても、一般的な身体障害に対する慰謝料賠償は認められていない。

後遺障害の有無によって被害者が受けた肉体的精神的な苦痛の程度には違いがあるが、精神的な苦痛が存在することに変わりがない。法律は後遺障害が残る人身傷害について慰謝料を認めた以上、一般的な人身傷害について慰謝料をまったく認めないのは理屈が通らない。特に、骨折など大げな場合でも、後遺傷害がほとんど残らないため、後遺傷害の有無だけに基づいて精神的損害を認定する不合理性が明らかである。筆者の私見では、人身傷害に対す

る慰謝料の賠償は被害者の精神的な苦痛を和らげる上で必要だけではなく、加害者に対する制裁の手段としても効果を期待できる。中国では懲罰的な賠償制度がないため、後遺傷害のない人身侵害について慰謝料の賠償を認めることによって、不法行為の抑止にもつながる。従って、一般的な人身被害についても、裁判所は「身体障害賠償金」の算定基準を参考にして、被害の性質、被害者が受けた肉体的な痛み及び精神的な苦痛の程度、期間などに応じて、相当な慰謝料の賠償を認めるのが合理的と言えよう。

（3）製造物責任における慰謝料の賠償

製造物責任における慰謝料の賠償について、各国の法制度又は学説は統一していない。アメリカでは、人身損害の場合に生ずる肉体的、精神的な損害に対する慰謝料の賠償は懲罰的損害賠償と一緒にあって、急激に高騰したため、これら非経済的損害に対する賠償の規制が行われた。しかし、規制はこうした非経済的損害に対して最高賠償額を設けるだけで、慰謝料の賠償を否定するものではない。⁶⁸⁾「EC指令」において、精神的な損害の賠償責任は各加盟国に委ねられているが、無過失責任において慰謝料を認めない伝統のあるドイツを除いて、各国の製造物責任法はそれを認めている。⁶⁹⁾日本の製造物責任法の立法過程では、慰謝料の適用をめぐる議論があったが、慰謝料は従来の「不法行為による損害賠償の対象とされていること、特に慰謝料は人身損害について損害賠償額を調整する役割を果していることから、共に賠償の範囲に含めることが適当である」と認められた。⁷⁰⁾

中国では、製造物責任における精神的な損害賠償を排斥する意見も一部に見られるが、多数意見は精神的損害の賠償を積極的に認めている。⁷¹⁾「消費者保護法」及び新「産品質量法」では、「死亡賠償金」と「身体障害賠償金」の賠償は認められており、精神的な損害賠償に関する最も進んだ法律として注目を浴びている。「消費者保護法」は実施された後の判例実務では、欠陥製品により、被害者が死亡又は身体障害を受けた場合に「死亡賠償金」又は「身

体障害賠償金」が広く認められるようになったが、一般的な身体被害について精神的損害賠償はまだ認められていない。新「産品質量法」もこの点について進歩を見せていない。

中国において、一般的な身体被害に対する慰謝料の賠償を含む精神的損害賠償制度を完成させるには、製造物責任制度は最も適切な分野と考えられる。過失責任が適用される一般不法行為責任の場合、加害者に対して民事賠償責任のほかは刑事責任や行政責任又は民事制裁措置を適用することもできるため、慰謝料の賠償がなくても、被害者の心理的な不平等は回復されやすい。しかし、製造物責任の場合、加害者は法人企業であるため、たとえ行政制裁を行っても、被害者の被害感情は解消されない。被害者の精神的な苦しみを慰めるために、慰謝料の賠償が重要な役割を果たすことができ、慰謝料の本旨にも合致する。製造物責任において、加害者は賠償資力があるため、慰謝料賠償の経済的な可能性も高い。また、中国の欠陥製品事故の多くは粗悪製品によるものであり、加害者に故意又は重過失がある場合も少なくない。このような粗悪製品による消費者人身被害について、慰謝料を認めることは被害者の感情を慰めると同時に、加害者に対する制裁にもなる。そのため、人身被害に対する慰謝料制度がまだ完全に確立されていない中国において、製造物責任は慰謝料制度の実験室として、その他の不法行為法分野よりも最も適していると思われる。

2 人身損害による逸失利益の賠償

中国の「民法通則」において、人身損害に対する賠償は積極的な財産損害が中心とされ、消極的な財産損害について、生命、健康が侵害された場合に生じる本人又は被扶養者の必要な「生活費」を除き、被害者が死亡又は労働能力が喪失又は減少したことによって生じる将来の「逸失利益」は認められていない。この問題について、学説の

多くは現行法規定による被害者保護の不足を批判し、被害者の実収入に基づく逸失利益の賠償を主張しているが、中国現実の所得水準では逸失利益の賠償を制限するのはやむを得ないとの意見もある。⁷⁵⁾

立法及び判例実務において、「死亡賠償金」、「身体障害賠償金」及び「身障者生活補助費」が認められたことによって、被害者が死亡又は重傷を受けた場合の損害賠償金が低すぎるという問題は緩和された。しかし、これらの賠償金の算定基準が低い上、被害者の実際収入の格差を考慮しない点では、現在の市場経済に相応しくない。この問題を解決するために、逸失利益の賠償を認める必要があると筆者は考える。

中国において、「逸失利益」の賠償が認められなかった理由は、人間の平等性や労働価値論の影響及び加害者の賠償資力に対する配慮が考えられる。すなわち、被害者の収入によって、賠償額が異なる「逸失利益」の賠償は人間の平等性に矛盾すること、労働せずに収入を得ることは「労働価値論」に矛盾すること及び、個人の加害者の賠償資力が小さく、逸失利益の賠償が困難であるなどの理由である。⁷⁶⁾しかし、これらの理由は一定の合理性があるものの、現在の中国の経済状況は大きく変わったため、逸失利益の賠償を認めないこれらの理論的又は現実的な障害はすでに存在しないと筆者は考える。

まず、「逸失利益」の賠償は人の生命、健康が侵害された場合、被害者及びその家族に実際に発生した財産上の損害を金銭で計算するものであり、人の生命、健康の価値を直接金銭で量るものではない。従って、逸失利益の賠償を認めても、人間の平等性理念には矛盾しないはずである。市場経済が行われている中国では、教育、能力及び、職業などによる個人の収入格差が法律によって認められており、被害者が死亡した場合の逸失利益の違いを認めない理由が存在しない。

次に、中国の経済改革以来、特に社会主義市場経済が打ち出されてから、外国資本の導入や個人企業の急増によ

って、企業経営者の高所得や株による収入など労働報酬以外の収入の合法性も認められた。そのため、労働による収入だけが合法的な収入という従来の労働価値論の考え方も変えなければならぬ。また、傷害の治療期間内の欠勤による減収は労働能力の喪失及び減少による減収と性質上同じであり、現行法が前者を認めながら、後者を認めないのは論理的に矛盾している。

最後に、被害者の救済を目的とする不法行為法において、加害者の経済状況に基づいて、損害賠償額を決めること自体がおかしい。確かに、中国では一般労働者の収入水準はまだ低く、逸失利益の全額を賠償することが現実では難しい。しかし、賠償資力の有無は執行上の問題であり、加害者が現実が生じた損害に基づいて「全部賠償」するのは原則である。実際、個人所得が中国より遥かに高い先進国でさえ、個人の加害者は被害者が死亡する場合の逸失利益を全部賠償することは不可能である。それゆえ、個人破産制度や損害賠償保険制度が発達してきたのである。市場経済が進み、個人間の収入の格差が拡大しつつある現在の中国において、逸失利益を認めないことは被害者に不合理な犠牲を強いると同時に、中国の不法行為制度の発達を遅らせ、損害保険制度の発展をも妨げている。製造物責任の場合、加害者の賠償資力を心配する必要があるため、一般不法行為法では困難とされる逸失利益の賠償を適用する実験室として最も適している。特に、製造者が欠陥製品の製造、販売によって、利益を儲けている点是一般不法行為と異なるため、報償責任の観点から見ても欠陥製品の被害者に対して十分な賠償を行うべきである。

中国では、被害者が死亡又は身体障害を受けた場合に、生活費喪失説に基づいて「身障者生活補助費」及び「被扶養者の生活費」の賠償を認めることは、被害者又はその親族の生活保護の観点から、一定の合理性がある。特に、被害者が未成年者又は失業者である場合は、生活費喪失説は被害者の実収入に基づく「逸失利益」説より論理的に

説明しやすい。しかし、被害者が被害を受ける前に収入があつた場合に、身障者生活補助費又は被扶養者の生活費だけでは、被害者又はその親族が被害前の生活水準を維持することができないため、「逸失利益」の賠償は被害者にとって有利になる。そこで、中国一部の学者は「逸失利益」の考え方に基づいて、被害者の実収入による死亡賠償金の算定を主張している。⁷⁷⁾しかし、被害者の実収入に基づいて逸失利益を算定する方法にもいくつかの不合理な点がある。日本の判例通説は被害者の実収入の減少による逸失利益の賠償を認めているが、西原教授は収入に基づいて財産損害を算定する差額説について、人間平等の精神に反すると根本的な批判を加える一方、逸失利益の算定基準である年間収入や稼働期間も曖昧な蓋然性に基づく不確実なものであると指摘し、賠償額の定額化を主張した。⁷⁸⁾また、判例実務における逸失利益の具体的な算定方法について、加賀山教授は被害者の将来の収入が常に一定であるという仮定の非現実性を指摘し、年齢別の賃金センサスをもとにした「表計算方式」に基づいて逸失利益を算定することを主張している。⁷⁹⁾被害者が死亡した場合の逸失利益の賠償額が高騰している日本において、加賀山教授のこの修正説は特に注目値する。

筆者は、「逸失利益」賠償に対する批判の根拠として、人間の平等性という理想より、「逸失利益」の計算における所得の不確定性及びその他計算上考慮すべき要素による調整など現実的な理由に賛同する。筆者は「生活費喪失説」と「逸失利益説」との両方の考え方の合理的な部分を探り入れ、両者の欠点を相互に補完させる新しい人身損害の賠償制度を提言したい。その具体的内容は以下の通りである。

(1) 被害者に後遺障害がある場合、「平均生活費」を基準とする現行の「身障者生活補助費」の賠償は明らかに低すぎる。被害者の生活を被害前の水準に維持させるために、被害による実収入の減少及び予期される稼働期間に基づいて、逸失利益の賠償を認めるべきである。被害者が未成年者又は失業者である場合は、その就職の可能性

に基づいて、逸失利益を算定するべきである。大学生など就職可能性の高い被害者について、社会の平均賃金センサスに基づいて、逸失利益を算定することができるが、小中学生又は再就職の可能性の薄い失業者について、逸失利益の算定が困難なため、「平均生活費」に基づいて賠償するのが合理的であろう。⁸⁰⁾

被害者に法定又は実際の被扶養者がいる場合、被扶養者に支払う「生活費賠償金」を算定された「逸失利益」の総額から控除することは当然であるが、被害者に「平均生活費」の賠償しか認めていないときは、それと別に、被扶養者の生活費の賠償も認めるべきである。また、中国では、経済の発展は激しく、将来の物価及び賃金の上昇も予想されるため、逸失利益又は被扶養者の生活費を一括支払う場合、中間利息だけではなく、将来の賃金及び生活費の上昇も考慮しなければならない。

(2) 被害者が死亡した場合の逸失利益の賠償について、被害者の実収入又は賃金センサスに基づいて、稼働可能期間の総収入から生活費を差引くという計算方法にも不合理な面がある。日本では、被害者の死亡によって、生活上の影響を受けていない相続人でも、逸失利益の賠償を受けられるため、「笑う相続人」や親が子供の逸失利益を相続するなど不合理性が指摘されている。私見では、被害者が死亡した場合に賠償するべき「逸失利益」とは、被害者本人の収入減少ではなく、被害者もし生きていればその家族が得られるはずの利益である。そのため、逸失利益の算定にあたって、被害者の実収入だけではなく、請求者と被害者との生活一体性の有無も考慮しなければならない。被害者と生活連帯のない法定相続人について、相当な慰謝料を認めることができるが、逸失利益の相続を認める必要がない。また、被害者が未成年者である場合、その親が相続するはずのない子の所得を受け取るという不都合を避けるために、親が将来子の扶養を受ける可能性が高いと認められる場合を除いて、逸失利益の賠償を認める必要がないと筆者は考える。親は慰謝料を請求できるほか、将来子の扶養を受ける可能性がある場合、「被

扶養者生活費」の賠償を受けることもできる。

以上の検討から、被害者が死亡した場合の逸失利益を合理的に算定するために、被害者の実収入や稼働可能期間だけではなく、被害者が家族に対する財産上の寄与度、被害者将来の収入及び財産寄与度の変化可能性、親が生活扶養を要する可能性などの要素を総合的に考慮しなければならないという結論を導くことができる。

3 懲罰的賠償金

アメリカの製造物責任法において、欠陥製品の製造者は損害の発生に故意がある場合、一般的な損害賠償責任のほかに懲罰的な賠償金も適用される。懲罰的賠償金が適用された典型的な判例は、一九八一年に起きたフォードのピント車事件である。被告が車の欠陥を知らながら、事故の確率及び一件あたりの賠償金によって算出された賠償金の総額が安全装置を取り付けるコストより低いため、欠陥車を市場に投入したとされたため、陪審は被告が安全装置を取り付けなかったことよって得た利益を基礎に、一億二千五百万ドルの懲罰的な損害賠償を認めた。⁶²⁾ 懲罰的な損害賠償は、製造者の悪質な欠陥製品作りに対して一定の抑止力があるが、その適用要件として、加害者の悪意を証明しなければならず、製造物責任の厳格責任と矛盾している。また、懲罰的賠償金の算定に明確な基準がなく、その高額化は製造物責任保険危機を引き起こした重要な原因と言われている。そのため、近年アメリカの製造物責任の改革において、懲罰的な賠償金の考慮要素の明確化や最高金額を制限する立法提案が目立っている。⁶³⁾

EC諸国の製造物責任法では、このような懲罰的な賠償金制度が見られない。日本の製造物責任法の立法過程において、製造物責任の特殊性から、製造者に故意がある場合、制裁的慰謝料を認めるべき意見が出され、懲罰的な慰謝料を盛り込んだ立法提案もあった。東京弁護士会及び日本弁護士連合会の製造物責任提案に「製造者に故意又

は重大な過失があったときは、裁判所は被害者の請求により、製造者に対して、第三条による損害金のほかに、これの二倍を限度とする付加金」条項が設けられたが、⁸⁶⁵「他の損害賠償制度における被害者救済との均衡」という民事責任法体系全体の整合性を理由に、この付加金提案は立法に採用されなかった。⁸⁶⁶

中国では、市場の自由化に伴い、偽商品、粗悪製品及びその他詐欺的な商業行為による消費者被害が深刻化している。これらの悪質業者を厳しく制裁し、被害を受けた消費者を救済するために、「消費者保護法」第四九条は「事業者が商品又はサービスの提供において詐欺的な行為があった場合、消費者の要求に基づいて増加賠償しなければならず、増加賠償の金額は消費者が商品を購入した代金又はサービス料金の倍とする」と定め、初めて「懲罰的賠償金」を認めた。この懲罰的な賠償金制度は、消費契約上の詐欺行為に限られており、不法行為法への適用は困難であるが、その啓発を受けて、多くの学者は製造物責任における懲罰的な賠償金の適用を主張し始めた。その理由として、懲罰的な賠償金の適用は悪質製品の製造販売を抑止できること及び、⁸⁶⁷懲罰的な賠償によって、現行法で認められていない被害者の「間接的な損害」及び「慰謝料」の賠償が実現できることが挙げられている。⁸⁶⁸新「産品質量法」は悪質業者に対する罰則を強化したが、「懲罰的な賠償金」を認めなかった。

筆者は、中国の製造物責任法において、懲罰的な賠償金を導入する必要性がなく、不法行為制度全体にとってもその導入は望ましくないと考える。

まず、消費者保護のために懲罰的賠償金を導入する必要がない。中国現行の損害賠償制度の欠点は人身損害における賠償範囲の制限及び賠償金の低額化である。この問題については、逸失利益及び精神的損害の賠償制度の導入によって十分解決できる。大陸民法の影響を強く受けている中国にとって、逸失利益や慰謝料の賠償制度は懲罰的賠償金より馴染みやすく、不法行為法体系の整合性にとっても望ましい。

次に、粗悪製品の製造、流通を抑止するためにも、懲罰的な賠償金は必ずしも必要ではない。中国の旧「産品質量法」及び「消費者保護法」など多くの法律において、粗悪製品及び欠陥製品の製造者、販売者に対して「操業停止、違法所得の没収、罰金、没収財産」などの処罰が設けられており、一九九七年一〇月から発効した新たな「中華人民共和国刑法」では、偽商品、粗悪製品の製造、販売行為は犯罪と見なされ、損害結果がなくても、その販売額によって、最高で無期懲役刑が適用される。これらの規定が悪質業者に対する抑止力は懲罰的な賠償金よりはるかに大きいはずである。

さらに、懲罰的賠償金は欠陥製品の被害者間の公平な救済を妨げる恐れがある。中国の「消費者保護法」における懲罰的賠償金は「商品代金又はサービス料金の倍（返品の払い戻しを含む）」とされているが、これは人身被害の場合の懲罰的賠償金としては低すぎる。学者はアメリカ「統一製造物責任法」の規定を参考に、製造者の不当行為による利益や製造者の財務状況に基づいて懲罰的賠償金を算定すると主張しているが、中国では粗悪製品の製造者のほとんどは資金力の小さい中小企業であるため、一部の被害者に高額な懲罰的賠償金を認めれば、他の被害者は填補的な賠償さえ受けられない可能性が大きい。

注

- (1) 加害者の賠償能力に基づいて賠償額を決定することは民事賠償の原則とされている。僮柔ほか『民法原理』（法律出版社、一九八六）二四九頁、唐德華ほか『民法教程』（法律出版社、一九八七）四五四頁。
- (2) クリストティアン・フォン・パール著・窪田充見編訳『ヨーロッパ不法行為法（二）』（弘文堂、一九九八）一四九頁。
- (3) 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、一九九四）一三二頁。

- (4) 僮柔ほか・前掲注(1)民法原理二四九頁、李由義ほか「民法学」(北京大学出版社、一九八八)六〇六頁。
- (5) 「道路交通事故処理弁法」三六、三七条、「消費者保護法」四一、四二条。
- (6) 最高人民法院が一九八八年に公布した「中華人民共和国民法通則の実施に関する若干具体問題の意見」(以下、最高人民法院意見と略す)一四五条。
- (7) 楊立新「労働能力喪失及其損害賠償」王利明主編「中国民法案例与学理研究」(法律出版社、一九九八)三二二頁。
- (8) 江蘇省高等裁判所が一九九五年に公布した「人身損害賠償事件における若干具体問題に関する意見」(以下、江蘇省高級人民法院意見と略す)六五条及び七七、八四条。
- (9) 最高人民法院意見一四四條、江蘇省高級人民法院意見五五條。
- (10) 江蘇省高級人民法院意見八七條。
- (11) 江蘇省高級人民法院意見第八九、九〇條。
- (12) 楊立新「人身權法論」(中国檢察出版社、一九九六)四二〇頁。
- (13) 張新宝「中国侵權行為法」(中国社会科学出版社、一九九五)一八三頁。
- (14) 楊立新・前掲注(2)人身權法論四二〇頁。
- (15) 江蘇省高級人民法院意見八七條。
- (16) 最高人民法院意見一四三條。
- (17) 江蘇省高級人民法院意見七〇、七一條。
- (18) 道路交通事故處理弁法」三七條、江蘇省高級人民法院意見七二條。
- (19) 「中華人民共和國國家賠償法」二七條一項。
- (20) 最高人民法院応用法学研究所編「人民法院案例選」一九九六年四号五八頁(人民法院出版社、一九九六)。

- (21) 最高人民法院意見一四六条。
- (22) 楊立新「論労働能力的喪失及其損害賠償」『政治与法律』一九九四年四号八四頁。
- (23) 「道路交通事故处理弁法」三七条五項における身障者生活補助費の算定基準には、障害の等級及び年齢だけが考慮され、被害者の収入は控除されない。
- (24) 「定額説」について、楊立新「侵權損害賠償案件司法実務」(新時代出版社、一九九三)一六七頁。「差額説」について、王利明「民法・侵權行為法」(中国人民大学出版社、一九九三)六〇四頁。
- (25) 「道路交通事故处理弁法」三七条五項。
- (26) 江蘇省高級人民法院意見八五条。
- (27) 王利明・前掲注⁽²⁴⁾侵權行為法六〇四頁。
- (28) 最高人民法院応用法学研究所・前掲注⁽²⁰⁾人民法院案例選一九九六年三号六六頁。
- (29) 最高人民法院応用法学研究所・前掲注⁽²⁰⁾人民法院案例選一九九七年三号九七頁。
- (30) 最高人民法院意見一四七条。
- (31) 楊立新「疑難民事紛争司法对策」(吉林人民出版社、一九九一)一一四頁。
- (32) 「大清民律草案」九六八条及び「中華民國民法典」第一九二条。
- (33) 森島昭夫「不法行為法講義」(有斐閣、一九八七)三四八頁。
- (34) 西原道雄「人身事故における損害賠償額の法理」ジュリスト三三三九号二五頁。
- (35) 法定の扶養義務を必要とする説は楊立新・前掲注⁽¹²⁾人身權法論二二五頁。法定の扶養義務を不要説は王利明・前掲注⁽²⁴⁾侵權行為法六〇七頁。
- (36) 最高人民法院意見一四七条。

- (37) 最高人民法院意見一四七条。
- (38) 江蘇省高級人民法院意見九七条。
- (39) 「道路交通事故处理弁法」第三六条。
- (40) 「中華人民共和国消費者保護法」第四一条、四二条。
- (41) 「中華人民共和国国家賠償法」二七条二項。
- (42) 江蘇省高級人民法院意見九三、九四条には、一般人身被害についても、死亡賠償金及び身体障害賠償金の賠償を認めている。
- (43) 江蘇省高級人民法院意見九三条には「道路交通事故处理弁法」と同じ基準が設けられている。
- (44) 「中華人民共和国国家賠償法」二七条二項。
- (45) 身体障害賠償金の算定について、各地方によって異なっている。江蘇省高級人民法院意見九四条では、当地の平均生活費に基づいて、算定期間は一級障害の一〇年間から、障害の等級が一級下がるにつれ一年間短縮される。被害者が五〇歳を超える場合は、年齢が一歳増加するにつれ賠償期間も一年短縮され、最低一年間とされている。
- (46) 「中華人民共和国労働保險条例実施細則修正草案（試行）」二二条では、労働者が労働事故によって死亡した場合に支給される弔慰金は、直系の扶養親族の人数に基づいて、労働者給料の二五％～五〇％の基準で毎月支給され、支給期間は被扶養者が扶養を受ける条件を喪失するまでとされている。また、労働災害以外の原因で死亡した場合の弔慰金は、扶養親族の人数によって、六が月分～一二が月分の給料を扶養関係にある直系親族に一括支払われる。
- (47) 高言ほか『消費者權益保護法理解適用与案例評釈』（人民法院出版社、一九九六）二二五頁。
- (48) 消費者が健康食品の蟻の粉を服用して死亡した事件で、裁判所はその製造者に被害者の扶養親族の生活費及び死亡賠償金を合わせ、二三元の損害賠償を命じた。「判例研究—經營者对消費者応負什麼樣的產品責任」「政治与法律」一九九七年四号五六頁。賈国宇訴北京国际気化剂有限公司事件では、裁判所は身体障害賠償金一〇万元を認めた。前掲注(20)『人民法院案例選』

- 一九九七年三号一〇〇頁。
- (49) 慰謝料説の代表は楊立新・前掲注(12)人身権法論二三九頁、逸失利益説の代表は王利明・前掲注(24)侵權行為法六〇六頁。
- (50) 閔今華「試論精神損害賠償數額の確定問題」『法学研究』一九八九年三号六頁。
- (51) 吉林大学法学部民法研究室編集『中華人民共和國民法基本知識（下）』（吉林大学出版社、一九八一）三三九頁、僅柔「民法概論」（中国人民大学出版社、一九八二）三〇七頁。
- (52) 劉保玉「精神的損害の賠償問題探討」『法学』一九八七年六号二〇頁、王利明・前掲注(24)侵權行為法六〇八頁。
- (53) 楊立新・前掲注(12)人身権法論二六一頁、魏振瀛「精神損害賠償責任の性質和法律適用」『政治与法律』一九八七年六号九一頁、劉兆年ほか「論人身傷害的物質補償」『人民大學學報』一九八九年五号九九頁。
- (54) 袁春「論精神損害」『法學評論』一九八九年五号二四頁、劉心穩『中國民法學研究評論』（中國政法大學出版社、一九九六）六七〇頁。
- (55) 魏振瀛・前掲注(53)『政治与法律』一九八七年六号九〇頁。
- (56) 結婚披露宴を撮影したフィルムは、現像店によってなくした事件で、裁判所は現像業界の慣習を認めず、被告の店に五〇〇元の慰謝料の支払いを命じた。林準『民事案例選』（法律出版社、一九九四）二〇七頁。
- (57) 病院が死亡した病人の家族の許可を得ずに、死者の死体を解剖し、その一部の臓器を研究用に取り出した事件で、裁判所は原告の精神的な苦痛を認め、被告の病院に三〇〇〇元の慰謝料支払いを命じた。最高人民法院応用法学研究所・前掲注(20)『人民法法院例選』一九九四年三号九一頁。
- (58) 最高人民法院応用法学研究所・前掲注(20)人民法法院例選一九九三年三号八三頁。
- (59) 楊立新・前掲注(12)人身権法論二四二頁、殷少平ほか『消費者權益保護与賠償』（中國經濟出版社、一九九六）一二二頁。
- (60) 最高人民法院一九九三年「侵害名譽權事件審理に関する若干問題の回答」

- (61) 江蘇省高級人民法院意見四〇条では、加害者は個人である場合、慰謝料の額は一〇〇元から一〇〇〇元までとされ、加害者は法人である場合、慰謝料の額は三〇〇元から三〇〇〇元までとされている。
- (62) 被害者所在地の住民年間文化娯楽における平均消費額を「精神損害」の賠償基準にする説もある。申政武「論人格権及人格損害的賠償」『中国社会科学』一九九〇年二号七七頁。
- (63) 魏振瀛・前掲注(53)政治与法律九二頁、王勇亮「論精神損害補償額の確定方法」『上海社会科学学术季刊』一九八八年三号九一頁、楊立新・前掲注(12)人身權法論二四一頁。
- (64) 最高人民法院応用法学研究所・前掲注(20)『人民法院案例選』一九九七年三号一〇〇頁。
- (65) 殷少平ほか・前掲注(59)消費者權益保護与賠償一二四頁、楊立新・前掲注(12)人身權法論二四〇頁。
- (66) 『法学研究』編集部編『新中国民法学研究総述』(中国社会科学出版社、一九九〇)五一―一頁。
- (67) 森島昭夫・前掲注(33)不法行為講義三六五頁。
- (68) 江蘇省高級人民法院意見五五条は、「加害者は他人に傷害を負わせ、後遺傷害がない場合は、治療費、欠勤による減収を賠償しなければならぬ」と定め、精神的な損害の賠償を認めていない。
- (69) 山口正久『欧米の製造物責任』(日本経済評論社、一九八七)一二九頁、一五三頁。
- (70) 小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅰ(海外編)』(弘文堂、一九九八)四三五頁。
- (71) 第一四次国民生活審議会消費者政策部会最終報告。
- (72) 曹建明『中国産品責任法概説』(復旦大学出版社、一九九四)一五七頁。
- (73) 張新宝・前掲注(13)侵權行為法三二四頁、陳蘭蘭「論我國産品責任立法的完善」『山東法学』一九九七年三号四六頁。
- (74) 李由義ほか・前掲注(4)民法学六〇六頁、劉兆年・前掲注(53)人民大学学报九八頁。
- (75) 楊立新・前掲注(22)政治与法律八五頁。

- (76) 楊立新・前掲注(2)政治与法律八五頁。
- (77) 傅鼎生・前掲注(48)政治与法律五九頁。
- (78) 西原道雄「幼児の死亡、傷害と損害賠償」判例時報三八九号三五頁、同「生命侵害、傷害における損害賠償額」私法二七号一〇七頁。
- (79) 加賀山茂ほか「逸失利益の算定における中間利息控除方式の問題点について」判例タイムズ七一四号一七頁。
- (80) 現在の中国において、労働力の過剰状況が深刻化しており、都市部に多くの失業者が出ている上、農村部の余剰労働力が大量に都市部に流れ込んでいる。このような状況では、日本のように平均賃金センサスによって逸失利益を計算することができない。
- (81) 加藤一郎「慰謝料請求権の相統性」ジュリスト三九一号三四頁。
- (82) Grimsaw v. Ford Motor Co., 119 Cal. App.3d 757, 174 Cal.Rptr.348 (1981).
- (83) 「一九九六年製造物責任改革法」一〇八条(懲罰的な損害賠償金額に関する統一的基準)は、懲罰的な損害賠償金の金額を「請求者に認められる経済的損失の額及び非経済的損失の額の合計額の二倍又は二五万ドル」に制限している。
- (84) 小林秀之「製造物責任法」(中央経済社、一九九三)七一頁。
- (85) 東京弁護士会「製造物責任法試案」第九条、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」第八条。
- (86) 第一四次国民生活審議会消費者政策部会最終報告参照。
- (87) 孔祥俊「民商法熱点難点及前沿問題」(人民法院出版社、一九九六)一三七頁、蔣大興「試論我国產品責任法的完善」中国商業法制一九九七年八号八頁。
- (88) 朱克鵬ほか「論我国產品責任的構成要件及其完善」『深セン大学学报』一九九五年四号四四頁、管建軍「略論產品責任案件的損害賠償範圍」『法學學刊』一九九七年三三〇頁、張榕「完善產品責任制度的法律思考」『中国商業法制』一九九五年四号

論 說

八頁。

- (89) 旧「産品質量法」三七条、三八条、四〇条、「消費者保護法」五〇条。
(90) 「中華人民共和国刑法」第一四〇条。
(91) 蔣大興・前掲注(87)中国商業法制八頁。